

## 第六 爭議突發當初の狀況及經過の大要

### ●第十七工場工員出勤妨害及一般通行妨害

九月十五日薄暮、勞働組合にては緊急總會を開き、突如總罷業決行を宣言し、參集の一般組合員をして呆然自失せしめました。即夜、爭議團員は殆んど徹夜にて町内外各所に見張りを設け、十六日未明組合不参加の第十七工場工員三百餘名の通勤をその途上に扼して暴行と脅迫を加へて數人に負傷せしめ、更に潮の如き餘勢を驅つて、野田町に於ける街路の要所及第十七工場の周圍に千數百の罷業團員を配置し、一般通行人を誰何する等人心を恟々ならしめました。彼の人々は居常口を開けば現實政策とか合理合法的手段とか申します共、事實右の如き傍若無人の事を敢てし、且その運動の方法の如きも極めて殺伐矯激なるものであります。

### ●暴行の跡

この機會に於て本爭議今日までの經過に於ける爭議團員の暴行事件を統計致しまするに、大體左の通りであり、就中許し難きは、本社顧問及無關係の第三者に對して劇薬をふりかけたること、百數十人宛隊を組んで町内を横行手當り次第に各戸に瓦礫を投じたること及數百人相率ゐて白晝公々然と工場に亂入して狂暴を逞うしたること、町會の議事妨害(後述)及、會社に對して深刻なる營業妨害の宣傳をなしたること等であります。

- 一、居宅(社員、復歸工員、新工員等)侵入、暴行、破壊等 五〇件
- 二、暴行、毆打、傷害等 五五
- 三、暴言、脅迫その他 三五
- 四、交通妨害 二〇
- 五、惡宣傳 無數
- 六、出勤妨害 一〇〇